

資料2 国籍法 11 条 1 項と現実社会

①幸福追求の阻害

1 弁護団アンケート等（甲 18-1~3、123、152-1~3）

（1） 国籍法 11 条 1 項

国籍法 11 条 1 項は「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と定めている。原判決によれば、複数国籍の発生防止と国籍変更の自由の保障が目的とされる。

（2） 弁護団アンケート等

東京訴訟弁護団によるウェブアンケート（甲 18 の 1~3）等から、国籍法 11 条 1 項が日本国民の幸福追求を阻害している実態が明らかになってきた。

2 幸福追求権と国籍変更の自由の阻害の実態

在外国民は、幸福追求のために居住国の国籍が必要となる場合がある。しかし日本国籍も同じく幸福追求そしてアイデンティティを守るために必要であるため、国籍法 11 条 1 項の存在や効果を知っている人は、過酷な二者択一を迫られることになる。日本国籍を失いたくないため居住国での幸福追求をあきらめる人も少なくない（幸福追求権と国籍変更の自由の阻害）。

（1）日本国籍が失われると困ること

外国で暮らしていても自分は日本国民でありたいと考えている人、日本国民として生き続けたいと考えている人にとって、日本国籍はけっして捨て去ることのできないものであり、その意味で日本国籍は個人のアイデンティティに深く関わるものだといえる。（国籍がアイデンティティに関連することは国際常識）

また、今は外国で暮らしているからといって、このまま永遠に外国で暮らしつづけるとは限らない。将来は日本に帰って日本で暮らしたいと考えている人も大勢いるし、将来のことは確実とは言えない。日本に帰国することは考えていないという人も、仕事や家族の都合で日本に帰らなければならないことがあり得る。日本に帰国することになった場合、日本国籍がないと外国人として日本に入国し、暮らさなくてはならない。

（2）居住国の国籍がないと困ること

就労の機会や社会保障（年金、教育機関の授業料免除や奨学金）、相続などの場面で不利になることがある。税金を納めているけれども参政権はないので、自分の暮らしに直接影響する政策決定にもかかわれない。

在留資格も不安定。永住権や永住資格を取れたとしても、何年かおきに更新が必要だったり一定期間内を超えて居住国を離れると喪失させられてしまったり、最悪の場合には強制送還の対象になったり、国際情勢次第で再入国が制限されて生活基盤が失われてしまうことさえあり得るなど、さまざまな制約がある。（日

本でもコロナパンデミックの際、永住外国人が出国すると再入国が認められなくなることが問題になった。)

国際結婚家族の場合、家族に共通する国籍がないと、家族が離れ離れになるおそれもある。そうならないためには日本国民が住んでいる国の国籍を取るのが最も現実的な場合がある。たとえば日本国籍の女性が外国籍の男性と結婚して夫の国に移住して子どもが生まれた場合、その外国が自国民と結婚した外国人に国籍を与える制度を持っていないと（昔はそういう制度の国も少なくなかった）、父と子にはその外国籍が、母と子には日本国籍が、それぞれ共通の国籍ということになる。この場合、家族で共通の国籍を持とうとすると、母親がその外国籍を取得するのが最も現実的な方法である（必要な居住期間を満たすためなど）。

同じケースで離婚することになった場合、母親がその外国の国籍を取得していないと、在留資格が一気に不安定になって親権や面会交流権を確保するうえで不利な立場においこまれるなど、一層深刻な事態に陥ってしまうことがある。

日本で暮らす親の介護のために日本に帰国しなくてはならなくなったときも、問題が生じる。居住国の永住権・永住資格を失わないですむ期間だけ日本に帰国するつもりだったのに、介護のための突発的な事情が生じてその期間内に居住国にもどれなかったら、永住権・永住資格は失われてしまう。

介護のために親を居住国に呼び寄せて一緒に暮らそうと考えたときや、配偶者を呼び寄せたいと考えたときも、居住国の国籍がないと容易ではない。

国籍を取得すれば解消できるこういった「ハンディ」を抱え続ける日本国籍者は、不可思議な存在だとみなされる。

3 整理

(1) 日本国籍を意思に反して奪われることの意味（在外日本国民）

- ① アイデンティティをえぐりとられる。
- ② 日本とのつながりが断たれる。
- ③ 日本を良くしていきたいと願っても、協働できない。
- ④ 自由に帰国できなくなる。
 - (a) 親の介護に帰国できない場合が生じる。
 - (b) 人生プランが変わったときに問題が生じる。

(2) 外国国籍を取得しないことによる不利益（在外日本国民）

- ① 就労の機会が限られる
- ② 社会保障、相続などで不利になる
- ③ 生活に大きな影響を及ぼす居住国の問題に関する参政権がない。
- ④ 在留資格が不安定。
- ⑤ 国際結婚家族の場合、家族間で国籍が異なり家族離散の不安がある。
- ⑥ 国際結婚家族の場合、離婚などで居住国に居られなくなるなどしたとき、子どもの親権・監護権の争いで不利になる。
- ⑦ 介護に親を呼び寄せられない。